

社会福祉法人高太会 役員及び評議員の報酬に関する規定

(定義等)

第 1 条 この規定において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、社会福祉法人高太会の理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、社会福祉法人高太会の評議員をいう。
- (3) 報酬等とは、社会福祉法第 45 条の 34 第 1 項第 3 号に定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (4) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費を含む）及び手数料等の経費であって、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第 2 条 役員及び評議員の報酬等は、社会福祉法人高太会定款第 8 条及び第 21 条に定める通り無報酬とする。

(公表)

第 3 条 社会福祉法人高太会は、この規定をもって、社会福祉法第 59 条の 2 第 1 項 2 号に定める報酬の支給の基準として公表する。

(改廃)

第 4 条 この規定の改廃は、評議員会の決議によって行う。

附則

この規定は平成 29 年 6 月 13 日（定時評議員会の決議日）から施行する。